

総務省政務三役会議

平成 22 年 8 月 26 日
15:00 ~ 15:30
進行：内藤副大臣

1 大臣挨拶

2 協議事項

- 概算要求削減額の取扱いについて (階大臣政務官) 資料 1

3 報告事項その他

- 選挙・政治資金法関係の検討課題について (階大臣政務官) 資料 2

削減額の取扱いについて

平成 22 年 8 月 26 日

- 人件費的な経費（新規増員要求等）の見直しにより、約 4. 6 億円の更なる削減の成果が得られたところ。

【内訳】 新規増員要求経費の削減 約 1. 6 億円
統計専任職員定員の削減 約 2. 0 億円
政党助成事務委託費の削減 約 1. 0 億円

- 7 月 27 日付け閣議決定（平成 23 年度予算の概算要求組替え基準について）により、23 年度概算要求においては、ムダ遣いの根絶や総予算の組替えに政府をあげて取り組むこととしている。総務省においても、政務三役のリーダーシップにより予算の見直しを行ってきたところ。
- 上記の削減額については、総務省の削減努力を国民に示すためにも、要望枠の原資として活用することが適当である。これは、政権公約である「公務員人件費 2 割削減」に総務省が先頭に立って取り組んでいることをアピールすることにもつながる。

新規増員要求経費の削減について

《当初新規増員要求》

109人

557百万円



▲158百万円

現役出向、研究休職、
官民人事交流の拡大等
により新規増員要求数
を削減

《見直し後》

77人

399百万円

(参考) 平成22年度要求との比較

区分	平成22年度要求	平成23年度要求
定員合理化	▲117人	▲117人
新規増員要求	124人	77人
差引	7人	▲40人

注:1 総務省(公害等調整委員会を除く。)平成22年度末定員 5,351人
2 人事院勧告については、見込んでいない。

統計専任職員定員の削減について

《当初削減》

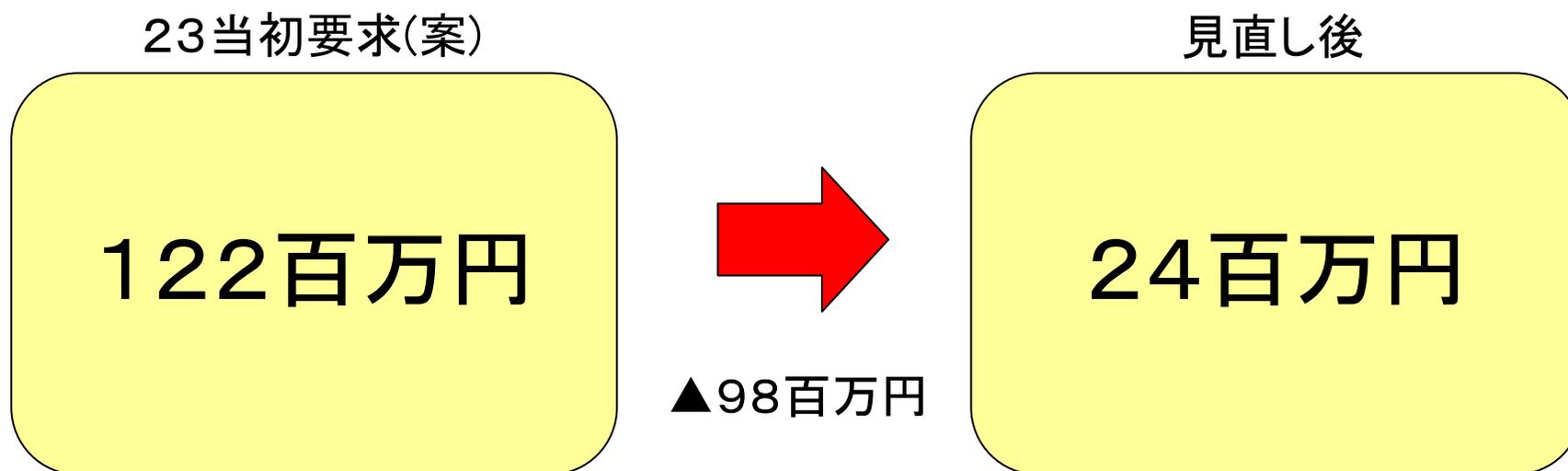


《見直し後》



※ 統計業務の合理化を図ることにより、3年分の定員削減を前倒しで実施

政党助成事務委託費の削減について



【見直し内容】

事務簡素化の観点から、都道府県選挙管理委員会による支部報告書に係る形式審査事務を廃止するとともに、非常勤職員による閲覧対応事務(通年対応)を廃止。

選挙・政治資金法関係の検討課題

検討課題	概要	進捗状況
インターネット選挙運動の解禁	・インターネット等を利用する方法による選挙運動文書図画の頒布を解禁するための公職選挙法改正の検討。	・先の参院選前に各党各会派の議論が行われたが、法案提出に至らず。
政党名称・略称の保護	・衆・参比例代表選挙における政党要件を満たす政党間の同一の名称・略称の届出を防止するための公職選挙法改正の検討。	・本年4月に党側へ問題提起。
都道府県議会議員の選挙区制度の見直し	・都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにするための公職選挙法改正の検討。	・昨年10月、全国都道府県議会議長会から要望あり。 ・現在「地方行財政検討会議」において検討中。
地方議会議員選挙における選挙運動用ビラの解禁	・地方議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁するための公職選挙法改正の検討。	・本年8月にローカルマニフェスト推進地方議員連盟から要望あり。 ・今後、党での検討が必要。
在外選挙制度の改善	・在外選挙人登録促進のため、在外選挙制度の改善を図るための公職選挙法改正の検討。	・現在外務省と詳細について検討中。
永住外国人地方選挙権の論点整理	・永住外国人への地方選挙権の付与に関する論点整理。	・今後、党での検討が必要。
国政選挙への電子投票の導入	・国政選挙への電子投票制度の導入に関する検討。	・平成19年に法案提出(議員立法)も審議未了・廃案。 ・以後、新見市長等から要望あり。 ・今後、党での検討が必要。
障がい者の投票環境の向上	・選挙情報へのアクセス改善等、障がい者を有する有権者の投票環境向上のための具体的方策の検討。	・本年8月、第一回検討会を開催。本年度内に結果をとりまとめる予定。
政治資金規正法の論点整理	・収支報告書の記載方法の明確化等に関する論点整理。	・本年4月に党側へ問題提起。
	・政治資金に関する法令遵守のあり方に関する検討。	・今後、有識者の意見を聴取予定。
政党交付金制度の見直し	・政党交付金の総額の見直し検討。 ・使途等報告書等に係る事務の見直し。	・総額の見直し検討については、本年8月に党側へ問題提起。

※ なお、秋の臨時国会に統一地方選挙臨時特例法案、選挙執行経費基準法改正法案を提出予定。

【党マニフェスト関連】

2 政治改革

- 参議院の定数を40程度削減します。
衆議院は比例定数を80削減します。
(中略)
- 個人献金促進の税制改正にあわせて、政治資金規正法を改正し、企業・団体による献金・パーティー券購入を禁止します。
- 「国会議員関係政治団体」を親族に引き継ぐことを法律で禁止します。
- 政治資金の全容を一元的に明らかにするため、「国会議員関係政治団体」の収支報告書の連結、総務省への一元的提出、外部監査・インターネット公表の義務付けを行います。
- 政治資金収支報告の公開、透明性の飛躍的向上および選挙・政治資金に関する法令遵守を徹底するため、独立型の日本版選挙委員会を設置します。
- 国民の主権行使で最も重要な基本的権利である、衆議院および参議院の選挙における1票の較差是正を図ります。

【衆議院において継続審査中の法案】

法案等	概要等
政治資金規正法・政党助成法改正法案 (公明党提出)	<ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書の虚偽記載等があった場合において、政治団体の代表者が会計責任者の「選任」又は「監督」のいずれか一方について相当の注意を怠ったときは罰金刑に処することとするための政治資金規正法の改正。 ・政党助成法においても同様に改正。
政党助成法改正法案 (自民党・公明党提出)	<ul style="list-style-type: none"> ・政党が解散等を決定した日以後は、政党交付金による支出又は支部政党交付金による支出として寄附をすることができないようにするための改正。
公職選挙法改正法案(自民党提出)	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布を解禁するための改正。
(その他の議論)	
<ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書に国会議員(代表者)が記名押印又は署名すること(収支報告書の提出義務者に代表者を加えること)を検討すべき(公明党) 	

地上系放送局の停波事故について

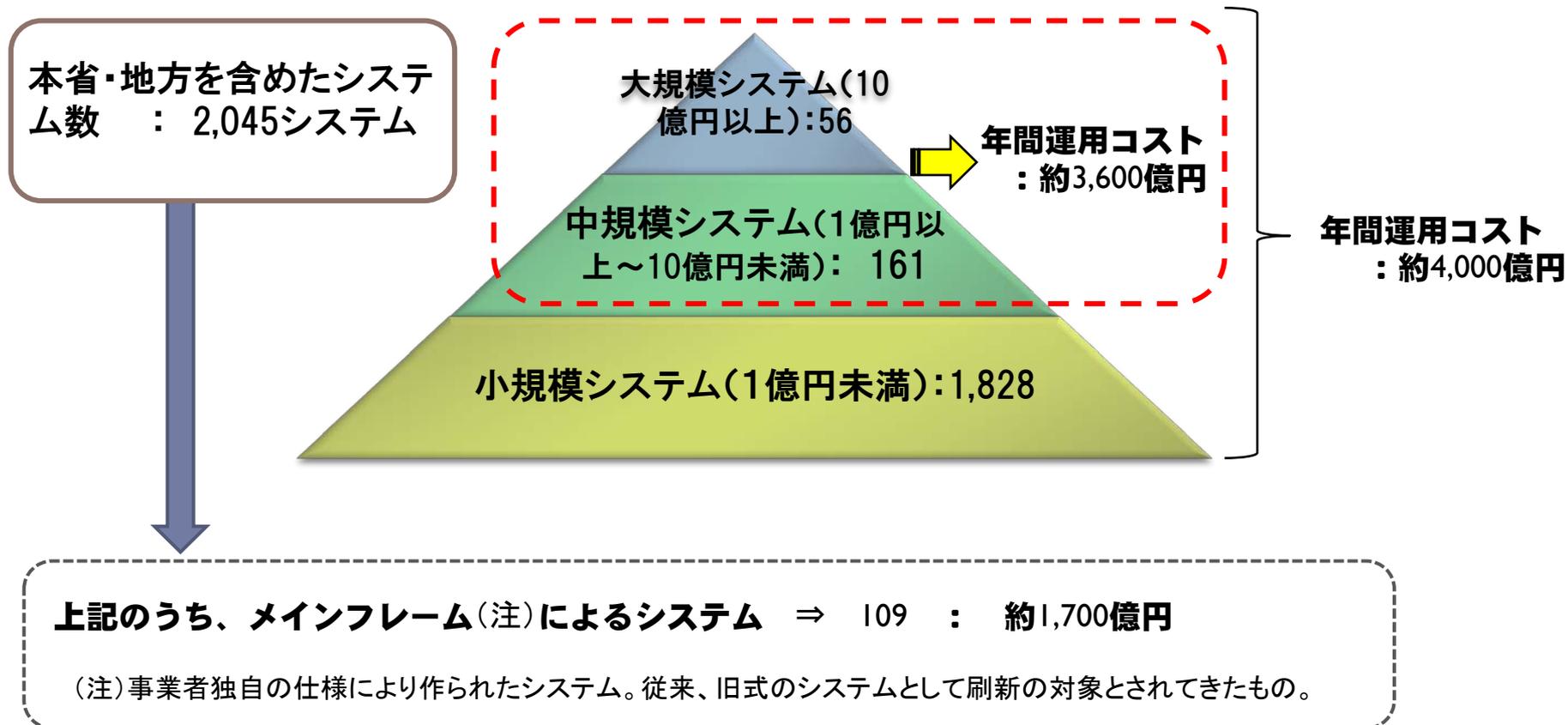
- 現状では、協力ベースで、放送事業者から管轄の総合通信局、本省の担当者までには報告が入るようになっているところ。
 - ※ 放送上の重大事故についての報告義務は、先般廃案となった放送法等の一部を改正する法律案に盛り込み。

- 1時間以上停波する場合は、大臣までご報告があがるように、体制を整えるべき。
また、全国的に影響がある事案の場合は、10～15分以上停波する場合に報告。
 - ※ 報告対象となるのは、年間約1,800件中、500件程度

- 報告の方法としては、迅速性を旨とし、秘書官への携帯メールなどを活用。

- ニセコ事案同様、テレビ全チャンネルがダウンした場合には、総合通信局から関係の市町村への連絡体制を、全国レベルで徹底し、連絡を受けた市町村で防災行政無線等を活用した住民への情報提供を行えるようにする。

国の情報システムの現状



各府省情報システムの現状(未定稿)

府省等名	情報システム数		平成22年度運用経費(千円)	
	全体	うち、メインフレーム	全体	うち、メインフレーム
内閣官房	3	0	64,236	0
内閣法制局	3	0	104,011	0
人事院	12	0	841,666	0
内閣本府	45	1	3,136,134	267,093
宮内庁	11	0	261,502	0
公取委	3	0	157,167	0
警察庁	15	2	12,947,368	3,813,844
金融庁	29	2	1,788,598	8,571
消費者庁	1	0	711,653	0
総務省	101	0	13,453,171	0
法務省	134	1	42,424,919	2,660,495
外務省	16	2	4,368,029	1,867,042
財務省	86	14	63,134,060	31,344,344
文部科学省	83	0	2,749,892	0
厚生労働省	983	67	155,305,251	95,982,495
農林水産省	71	0	7,077,061	0
経済産業省	63	2	22,232,600	18,893,346
国土交通省	218	4	34,164,259	9,326,657
環境省	70	1	1,110,116	9,437
防衛省	98	13	33,292,586	6,342,802
合計	2,045	109	399,324,279	170,516,126